

賃金を「デジタル払い」で受け取る

場合に必要な手続き

労働者向け

労働基準法では、賃金は現金払いが原則ですが、労働者が同意した場合、銀行口座などへの賃金の振り込みが認められてきました。キャッシュレス決済の普及や送金手段の多様化のニーズに対応するため、労働者が同意した場合には、厚生労働大臣が指定した資金移動業者(●●Payなど)の口座への賃金支払い(賃金のデジタル払い)も認められることになりました。



賃金のデジタル払いの制度に係る詳細や、厚生労働 大臣が指定した資金移動業者(指定資金移動業者) は、厚生労働省ウェブサイト「周知用資料」、「指定資金 移動業者一覧」等をご参照ください。



厚生労働省ウェブサイト

賃金をデジタル払いで受け取るにあたって

- ★このリーフレットでは、賃金をデジタル払いで受け取ることを希望される、 労働者の皆さまにご理解・ご対応いただきたい内容をまとめています。
- 賃金をデジタル払いで受け取るには、ご自身がはたらく会社において、賃金のデジタル払いに 関する労使協定*が締結されていることが前提となります。また、労使協定ではご自身が はたらく会社で利用可能な指定資金移動業者が定められています。
 - ※労使協定は、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、労働者の過半数で組織する 労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と、雇用主で締結します。



賃金のデジタル払いを導入していない会社ではたらいている皆さんが、デジタル払いで賃金の受け取りを希望する場合や、利用したい指定資金移動業者が労使協定に含まれていない場合は、会社や労働組合等に相談しましょう。

⚠ ご留意ください

- 賃金のデジタル払いの導入を強制するものではありません。また、労働者が希望 しない場合は、これまでどおり銀行口座などで賃金を受け取ることができます。
- 賃金の一部をデジタル払いで受け取り、その他はこれまでどおり銀行口座などで 受け取ることも可能です。
- 賃金のデジタル払いを選択した場合であっても、その後、賃金の受取方法を銀行 口座などに変更することができます。

必要な手続きの流れ

- 賃金をデジタル払いで受け取ることを希望する場合、必要な手続きは次のとおりです。
 - ①各指定資金移動業者のサービス内容の確認
 - ②雇用主への個別の同意等
 - ③ 指定資金移動業者への利用申請



1 各指定資金移動業者のサービス内容の確認

● 労使協定で定められた指定資金移動業者のうち、どの指定資金移動業者を利用する のか検討しましょう。指定資金移動業者によってサービス内容が異なりますので、 ご検討の際には各指定資金移動業者のウェブサイト等で詳細を確認してください。 なお、複数の指定資金移動業者を選択することも可能です。

指定資金移動業者を検討する際のポイント

■ 賃金を受け取る口座 (口座)には受入上限額が設定されています。

受入上限額は指定資金移動業者によって異なります。受入上限額を超えた場合は、 超過分があらかじめご自身が指定した銀行などの預貯金口座(指定代替口座)に 自動的に出金されます。

なお、指定代替口座への自動出金にかかる手数料はご自身の負担となる可能性が あります。

■ 口座残高の現金化(払い出し)方法や手数料を確認しましょう。

ATMや銀行口座などへの出金により、口座残高を現金化 (払い出し)することもでき、 少なくとも毎月1回は手数料負担なく口座から払い出すことができます。

なお、出金先や2回目以降の手数料は指定資金移動業者により異なります。



- 雇用主(または指定資金移動業者)から賃金のデジタル払いに関する必要事項の説明を受けたうえで、雇用主へ賃金のデジタル払いにかかるご自身の同意書を提出してください。なお、同意とあわせて、ご自身で決めた以下の事項を雇用主へ提示する必要があります。
 - (1)デジタル払いでの受け取りを希望する賃金の範囲とその金額
 - (2)指定資金移動業者 (サービス)名および賃金の受け取り先となる口座情報 (例:アカウントID、名義人名)
 - (3)支払い開始希望時期
 - (4)銀行などの指定代替口座情報 等



指定資金移動業者の口座は、「預金」をするためではなく、 支払いや送金に用いるためのものであることをご理解の上、利用 実績を踏まえ、実際に支払いなどに使う見込みの額を設定するよう にしてください。

指定資金移動業者への利用申請

• 雇用主への同意後、指定資金移動業者のアプリ等から、賃金のデジタル払いの 利用申請をしましょう。

なお、指定資金移動業者への利用申請後に、雇用主への届け出が必要な場合が あります。



指定資金移動業者が破綻等した際に、口座残高の速やかな弁済を受けることができるよう、利用申請の手続きのなかで、労働者の皆さまと保証機関で保証契約を締結することになります。

以上で手続き完了です。 次ページの内容もあわせてご確認ください。

なお、指定資金移動業者によっては必要な手続きが異なる場合があります。 詳しくは各指定資金移動業者のウェブサイト等をご確認ください。

2 指定代替口座の情報は最新の状態に!

- 指定代替口座は、口座の残高が受入上限額を超過した際に超過分が自動で出金される預貯金口座で、また、指定資金移動業者が破綻した際に口座残高が弁済される、大切なものです。 改姓改名等で名義が変更されていたり、解約等で有効でなくなった預貯金口座が登録されているなどの場合、自動出金や弁済に時間を要する可能性があります。
 このため、定期的に指定代替口座の情報を確認しましょう。
- なお、指定代替口座に変更が生じた場合は、指定資金移動業者へ届け出てください。

賃金のデジタル払いをやめる場合や、転職・退職した場合・・・

- 雇用主のほか、指定資金移動業者への届け出が必要となる場合があります。
- 保証機関と締結した保証契約についても、解約となる可能性があります。解約手続きにあたり、保証機関への連絡、届け出等が必要となる場合もあります。※詳細は、指定資金移動業者へご確認ください。

4 万が一のことが起きたら・・・

■ 不正取引(心当たりのない出金など)が起きた場合

口座所有者に過失がないときは損失全額が補償されます。ただし、一定の期間 (例:損失発生の翌日から30日)のうちに指定資金移動業者への通知が必要となる場合もあります。 このため、不正取引があった場合は、速やかに指定資金移動業者にお問い合わせください。

■ 指定資金移動業者が破綻した場合

保証機関と締結した保証契約に基づき、口座残高が速やかに弁済されます。 なお、弁済にあたっては、保証機関から指定代替口座に弁済金が振り込まれる場合も あれば、ご本人から保証機関への請求が必要な場合もあります。

※詳細は、指定資金移動業者または保証機関へご確認ください。

